

令和3年

第2回おいらせ町議会定例会

議案書

(議会運営委員会発議)

青森県おいらせ町

令和3年 第2回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
発議第2号	おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について	1
	以下余白	

発議第2号

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則をおいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年6月3日 提出

おいらせ議会議長 西 舘 秀 雄 様

提出者 議会運営委員長 松 林 義 光

提案理由

「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、欠席等の届出及び請願書の記載事項等に関して所要の改正を行うため提案するものです。

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則

おいらせ町議会会議規則（平成18年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から該当出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第2号関係

おいらせ町議会会議規則 新旧対照表(抜粋)

改正案	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から該当出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)</u>を記載し、<u>請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、<u>押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p>